

答弁書第一八四号

内閣参質一七六第一八四号

平成二十二年十二月十四日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員義家弘介君提出朝鮮学校に対する教育基本法第二条の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員義家弘介君提出朝鮮学校に対する教育基本法第二条の適用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十二年十一月五日の文部科学大臣談話における御指摘の部分は、いわゆる朝鮮高級学校において使用されている現代朝鮮歴史の教材の一部において、大韓航空機爆破事件や拉致問題などについて我が国の政府の見解や一般的な認識とは異なる認識が述べられている旨が、国会審議や報道で指摘されているとの認識を示したものである。

三について

お尋ねについては、当該教材を用いて行われる当該教育施設の教育の具体的内容や方法などを含めた総合的な観点から判断することが必要であると考えており、御指摘の記述のみをもって直ちに教育基本法

(平成十八年法律第百二十号) 第二条第五号に反すると判断することは困難である。

